

## 町田市就学援助費支給要綱の一部改正について

### 1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 公会計化された給食費に係る援助費の支給方法を加えるため
- (2) 支給対象費目に卒業アルバム代等を加えるため
- (3) 国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の引き上げを踏まえ、準要保護者に対する学用品及び通学用品費並びに入学準備金に係る援助費の支給額を増額するため
- (4) 校外活動費に係る援助費の支給の回数制限を削るため

### 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 公会計化された給食費に係る援助費の支給方法に関する規定を加えます。(第7関係)
- (2) 支給対象費目に卒業アルバム代等を加えます。(別表第1及び別表第2関係)
- (3) 学用品及び通学用品費並びに入学準備金に係る援助費の支給額を改めます。(別表第2関係)
- (4) 校外活動費に係る援助費の支給の回数制限を削ります。(別表第2関係)

### 3 施行期日

2020年4月1日から適用します。

町田市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

町田市就学援助費支給要綱（2000年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前																																				
<p>第7 援助費の支給方法</p> <p>1 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、町田市立小学校に就学している学齢児童及び町田市立武蔵岡中学校に就学している学齢生徒の給食費に係る援助費の支給方法は、教育長が別に定める。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、医療費に係る援助費は、支給認定者に対し医療券を交付することにより支給することができる。この場合において、当該医療券の使用に係る援助費は、当該医療券を使用した医療機関に支払うものとする。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>別表第1（第4関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給対象費目</th> <th style="text-align: center;">支給対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">要保護者又は準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動教室及び修学旅行費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>卒業アルバム代等</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給対象費目</th> <th style="text-align: center;">支給対象学年等</th> <th style="text-align: center;">支給額</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学用品及び通学用品</td> <td style="text-align: center;">小学校第1学年</td> <td style="text-align: center;">1月当たり <u>970</u>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給対象費目	支給対象者	略	略	略	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの	移動教室及び修学旅行費	<u>卒業アルバム代等</u>		略	略	支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考	学用品及び通学用品	小学校第1学年	1月当たり <u>970</u> 円		<p>第7 援助費の支給方法</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医療費に係る援助費は、支給認定者に対し医療券を交付することにより支給することができる。この場合において、当該医療券の使用に係る援助費は、当該医療券を使用した医療機関に支払うものとする。</p> <p><u>3 略</u></p> <p>別表第1（第4関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給対象費目</th> <th style="text-align: center;">支給対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">要保護者又は準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">移動教室及び修学旅行費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給対象費目</th> <th style="text-align: center;">支給対象学年等</th> <th style="text-align: center;">支給額</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学用品及び通学用品</td> <td style="text-align: center;">小学校第1学年</td> <td style="text-align: center;">1月当たり <u>960</u>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給対象費目	支給対象者	略	略	略	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの	移動教室及び修学旅行費	略	略	支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考	学用品及び通学用品	小学校第1学年	1月当たり <u>960</u> 円	
支給対象費目	支給対象者																																				
略	略																																				
略	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの																																				
移動教室及び修学旅行費																																					
<u>卒業アルバム代等</u>																																					
略	略																																				
支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考																																		
学用品及び通学用品	小学校第1学年	1月当たり <u>970</u> 円																																			
支給対象費目	支給対象者																																				
略	略																																				
略	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいずれかに該当するもの																																				
移動教室及び修学旅行費																																					
略	略																																				
支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考																																		
学用品及び通学用品	小学校第1学年	1月当たり <u>960</u> 円																																			

費	小学校第2学年から第6学年まで	1月当たり <u>1, 160円</u>	
	中学校第1学年	1月当たり <u>1, 895円</u>	
	中学校第2学年及び第3学年	1月当たり <u>2, 085円</u>	
略	略	略	略
入学準備金	小学校の就学予定者又は小学校第1学年	<u>51, 110円</u>	
	小学校第6学年又は中学校第1学年	<u>60, 000円</u>	
校外活動費	小学校及び中学校全学年	実支出額	
移動教室及び修学旅行費	略	略	略
卒業アルバム代等	小学校第6学年及び中学校第3学年	実支出額	小学校第6学年にあつては <u>11, 000円</u> 、中学校第3学年にあつては <u>8, 8</u>

費	小学校第2学年から第6学年まで	1月当たり <u>1, 150円</u>	
	中学校第1学年	1月当たり <u>1, 880円</u>	
	中学校第2学年及び第3学年	1月当たり <u>2, 065円</u>	
略	略	略	略
入学準備金	小学校の就学予定者又は小学校第1学年	<u>50, 600円</u>	
	小学校第6学年又は中学校第1学年	<u>57, 400円</u>	
校外活動費	小学校及び中学校全学年	実支出額	<u>1年につき3回を限度とする。</u>
移動教室及び修学旅行費	略	略	略

			<u>00円を 限度とす る。</u>				
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この要綱は、2020年4月1日から適用する。